

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（抄）
（昭和二十八年法律第三十五号）

（目的）

第一条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（抄）
（昭和五十一年政令第百九十八号）

（家畜等）

第一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）**第二条**第一項の政令で定める動物は、次に掲げるとおりとする。

一 牛、豚、めん羊、山羊及びしか

二 鶏及びうずら

三 みつばち

四 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（農林水産大臣が指定するものを除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにつこういわなその他のいわな属の魚であつて農林水産大臣が指定するもの